

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

あきる野市個人情報保護条例（平成15年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第11号とし、第4号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

（4）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（5）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（6）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

第10条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有特定個人情報の当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要な場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外利用をすることができる。

3 実施機関は、目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することができないようにしなければならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第11条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第12条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（1）自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）未成年者又は成年被後見人の法定代理人

（2）自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第13条第2項中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第21条中「保有個人情報が」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、「（以下「利用停止請求」という。）」を削り、同条第1号

中「又は第10条」を「、又は第10条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市民は、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

- (1) 第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第22条中「利用停止請求」を「前条の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）」に改め、「（以下「訂正等請求」という。）」を「（以下「訂正等請求」と総称する。）」に改める。

第23条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「（利用停止請求にあっては、情報提供等記録を除く。）」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第25条の2 実施機関は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条の次に2条を加える改正規定（第10条の3に係る部分に限る。） 番号法の施行の日（平成27年10月5日）
- (2) 第25条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日